

○ 茨城県立医療大学学長選考規程

〔平成7年1月18日
医療大訓第4号〕

改正 平成16年7月21日
平成19年1月17日
平成22年8月4日
平成28年6月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条及び第7条並びに茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第9条第10項の規定に基づき、茨城県立医療大学学長（以下「学長」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学長候補者の選考機関)

第2条 学長候補者の選考は、この規程の定めるところにより茨城県立医療大学教授会（以下「教授会」という。）が行う。

(学長候補者選考の時期)

第3条 教授会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては、任期満了日の30日前までに、前項第2号及び第3号に該当する場合にあつては、速やかに行うものとする。

(学長候補者の資格)

第4条 学長候補者は、茨城県立医療大学の内外を問わず、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に関し高い識見を有し、本学の理念に深い理解を有する者でなければならない。

(選考の方法)

第5条 教授会は、学長候補者を選考するために、選挙を行う。

(選挙管理委員会)

第6条 教授会に選挙に関する事務を管理するため、学長候補者選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会については、別に定める。

(学長候補者の推薦)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「推薦人」という。）は、あらかじめ本人の同意を得て、学長候補者を推薦することができる。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 専任の教授、准教授及び講師

2 前項の規定により、候補者を推薦する場合は、学長候補者の氏名及び略歴等を記載した学長候補者推薦届（別記様式）を推薦人3名以上の連記をもって、管理委員会に提出しなければならない。

3 学長候補者の推薦期間は別に定める。

（学長候補者の告示）

第8条 学長候補者の推薦期間を終えたときは、管理委員会は受理した学長候補者（以下「第1次学長候補者」という。）氏名を五十音順に列記し、学内に公示するものとする。

（選挙の方法）

第9条 学長候補者選考の選挙は、第1次選挙及び第2次選挙とする。

2 管理委員会は、選挙の日時及び場所を選挙期日の10日前までに公示しなければならない。

3 選挙は、選挙資格者1人につき1票として、単記無記名投票により行う。

4 選挙は選挙資格者の3分の2以上の投票（無効票も含む。）がなければ成立しない。

5 前項の規定により、選挙が不成立になった場合は、速やかに再選挙を行う。

6 不在者投票及び代理投票は、認めない。

7 選挙は、1日で完了するよう実施するものとする。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

（第1次選挙）

第10条 第1次選挙は、第8条に規定する者が、4人以上の場合にこれを行うものとする。

2 第1次選挙の投票者（以下「第1次選挙資格者」という。）は、選挙公示の日に在職する学長、副学長、教授、准教授、専任の講師、助教及び助手とする。

3 前項の規定にかかわらず、選挙の日において、本学の職員でない者並びに休職中の者、停職中の者及び海外渡航中の者は、選挙資格を失う。

4 投票の結果、得票数の上位3人以内を第2次学長候補者とする。この場合において、得票数が同数の者があり、上位3名を確定できないときは、これらの者を含む3人以上の者を第2次学長候補者とすることができる。

5 管理委員会は、前項の投票の結果、第2次学長候補者となった者の氏名を即時公示するものとする。ただし、氏名は五十音順に列記し、それぞれの得票数は公表しないものとする。

(第2次選挙)

第11条 第2次選挙は、第2次学長候補者について行う。ただし、第2次学長候補者が1人の場合は、信任投票を行うものとする。

- 2 前項の第2次選挙又は信任投票の資格者（以下「第2次選挙資格者」という。）は、学長、副学長、教授、准教授及び専任の講師とする。
- 3 前条第3項の規定は、第2次選挙資格者に準用する。
- 4 第1項の選挙又は信任投票の結果、有効投票数の過半数の票（以下「過半数の票」という。）を得たものを学長候補者とする。
- 5 信任投票以外の場合において、前項に該当する者がいないときは、得票数の上位2名（得票同数の者があり、上位2名を確定できないときは、これらの者について投票を行い、定めた上位2名）について決選投票を行い、得票多数の者を学長候補者とする。
- 6 前項による投票の結果、得票数が同数のときは、再選挙を行い、得票多数者が出るまで、これを行う。
- 7 信任投票の結果、第2次学長候補者が過半数の票を得ることができなかった場合には、この規程に基づき、改めて学長候補者の選考を行う。

(投票)

第12条 投票は、第1次選挙資格者又は第2次選挙資格者が選挙の当日、自ら投票所において所定の投票用紙により行わなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該投票は無効とする。
 - (1) 正規の投票用紙以外のものによる投票
 - (2) 第1次選挙又は第2次選挙において、氏名以外のものを記載した投票（所属、官職名又は敬称の類を記載したものを除く。）
 - (3) 第1次選挙又は第2次選挙において、複数の者を記載した投票
 - (4) 第1次選挙において、第7条に規定する第1次学長候補者以外の者を記載した投票及び第2次選挙において、第11条第4項に規定する第2次学長候補者以外の者を記載した投票
 - (5) 信任投票において、可否以外の事項を記載した投票
 - (6) 全く記載のない投票
- 3 前項各号に定めるもののほか、投票の効力に疑義のあるときは、管理委員会が決定する。

(開票)

第13条 開票及び票数の計算は、管理委員会が事務局に委嘱し、投票箱を閉鎖した後、直ちにこれを行う。

- 2 前項の開票及び票数の計算を行う場所は、あらかじめ管理委員会が指定する。

(学長候補者の決定及び報告)

第 14 条 管理委員会は、第 2 次選挙又は信任投票の結果を直ちに教授会に報告する。

2 教授会は、この結果報告に基づき、学長候補者を決定し、学長又はその代理者に報告する。

(再選考)

第 15 条 教授会は、学長候補者が学長就任を辞退したときは、この規程に基づき、改めて学長候補者の選考を行う。

(任期)

第 16 条 学長の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は 2 年とし、引き続き 6 年を超えて在任することができない。

(規程の実施及び解釈)

第 17 条 この規程の実施及び解釈について疑義のあるときは、教授会の議を経て、学長が定める。

(改正)

第 18 条 この規程は、教授会において、構成員の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意がなければ改正できない。

(補則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、学長の選考について必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

付 則

1 この規程は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行に際し、現に学長の職にある者は、この規程により選考された者とみなし、その任期は平成 11 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この規程は、平成 16 年 7 月 21 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。